

**令和6年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨**

1. 日 時 令和6年8月26日（月） 13：52～14：45

2. 場 所 福岡県自治会館1階 101会議室

3. 出席者

（1）委員 井上委員（会長）、塚本委員、有馬委員、豆田委員、一宮委員

（2）事務局 末永事務局長、長木事務局次長、平木総務課長ほか

4. 議事の要旨

（1）開会

（2）委員紹介・職員紹介

（3）会長職務代理者の指名

井上会長から塚本委員を会長職務代理者として指名した。

（4）確認事項

情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について

○事務局 （資料1に基づき説明）

○委 員 ここで取り扱っているのは、具体的にどのような事案について審議されているのか。

○事務局 広域連合で言うと75歳以上の方が被保険者であるので、その方の住所、氏名、生年月日、マイナンバーの情報、診療報酬明細に係る情報等を持っている。個人情報の中でも、マイナンバーを含む特定個人情報は国の取扱いも厳密にすることとなっているので、個人情報ファイルに重要な変更が生じる場合は、この審査会に諮って意見を聞くこととしている。それ以外にも、情報公開請求や個人情報請求については随時私共で対応しているところであるが、決定に不服がある場合は審査請求をできることとなっており、その審査請求に対する私共の考え方について、意見を頂いたうえで、私共が審査請求に対する最終決定をすることになっている。

○委 員 具体的には誰から請求があるのか。

○事務局 個人情報の開示請求で言うと、本人が診療報酬明細を請求されたり、ご遺族の方が亡くなったご家族の診療報酬明細を請求される。おそらく相続や保険金請求の関係かと思われるが、そういう請求があっている。

○委 員 ご本人からの請求ならば審議する必要はあるのか。

- 事務局** 私共の決定に対して不服がある場合において、法制度に則った審査請求という制度があり、正式な法に基づく請求になるため、私共ではそれに対して決定をしなければならない。そのため、決定をする前にこの審査会でご意見をお聞きすることになっている。
- 委員** ご本人からの情報請求に応えられないというのは具体的にどのような場合があるか。
- 事務局** 一例として、私共で診療報酬明細を開示する際には診療を行った医療機関に事前に確認をしており、その中で、本人に伝えたと診療上問題が生じるため開示しないで欲しいと医療機関から回答があった場合は、その意見を踏まえて、一部不開示という形で決定をする場合がある。その決定に対して本人が不服があるということであれば、審査請求も可能となっている。また、本人以外の第三者の情報が含まれている場合は、その部分は当然開示できないので、一部開示や不開示という決定をしている。
- 委員** 審査請求があった場合に審査会に対して意見を求めるとあるが、その意見に強制力はあるか。それともあくまでアドバイスを求めるだけのものになるのか。
- 事務局** 審査請求があった場合、審査会に諮問、答申ということになる。答申には一定程度ご意見として縛られるものとなるので、それを踏まえた決定となる。
- 会長** 法的な拘束力そのものはないが、広域連合としては答申を十分に尊重するということかと思う。

(5) 報告事項

令和5年度における情報公開条例及び個人情報保護法施行条例・議会の個人情報の保護に関する条例等の運用の状況について

○事務局 (資料2に基づき説明)

○委員 保有個人情報の開示、本人開示を求められている分に関しては、紛争性があるというよりも保険金請求のために請求しているのかなと感じる。保有死者情報の開示に関しては、かなり長期に渡る受診履歴を請求しているので、亡くなった方の認知機能の低下等に伴う遺言の有効・無効や、贈与等、金銭的な流れに関する調査の前提としてされているのかなと感じる。弁護士として開示請求をする場合もそういったケースが多い気がする。

実際に諮問が来た場合、どのような段取り、期間で進めることを想定しているか。

○事務局 まず、私共の決定に対して審査請求をできるのが3か月の期間となっている。審査請求が来た後については、私共で内容を精査し、その審査請求に対する決定案を作成した上で、審査会に諮問として上げさせていただく。私共の決定案に対してのご意見をお聞きする形になるが、時間的なスケジュールに関しては個々の案件になってくるかと思うので、今の時点では目安は付けにくいですが、私共の意見案が出たところで審査会を開催しご意見をいただくという流れになるかと思う。

- 委員 諮問に対する意見書案を事務局から提示を受けて、それをこちらの方で検討するという流れになるのか。それとも、審査会の中で諮問に対する回答案まで作成することになるか。
- 事務局 私共としては、審査請求に対する実施機関としての決定案を示すので、それに対してのご意見をお聞きする形になる。
- 委員 そうすると、ここで審議した上で、回答としては妥当かといった結論部分ということになるのか。
- 事務局 その通り。
- 事務局 参考までに、過去の審査会の事例を資料１の４ページに記載している。異議申立があり、平成２３年１１月１日に諮問を行い、その後１１月２５日に答申を得たという感じで、だいたい２４日ほど期間をもった上で審査会を開催している。
- 事務局 平成２３年度においては、２件の審査請求について２回の開催ということで対応している。その中でも２回目の議事録を確認すると、私共の答申案をお示しさせていただいて、審査会の結論として、広域連合の行った公文書不開示決定は妥当であるのご意見をいただいている実績がある。
- 会長 審査請求をいただいて諮問を行うときに、本人の意見を聞く手続きは無いということか。
- 事務局 審査請求がある場合については、広域連合が行った処分についてこういう点が不服である等の請求者の主張があるので、それが適法であるかという回答を作成して審査会におかけするという形になろうかと思う。
- 会長 まず開示請求があり、それが不開示や部分開示になった場合に不服申し立てがあるかと思うが、不服審査の請求が出された場合は必ず審査会に一度諮問をすることになっていて、少なくとも情報公開に関しては、本人が意見陳述をしたいと言った場合には、この審査会の中で意見陳述をする機会を設け、その上でこちらが答申を出すという形になっている。情報公開・個人情報保護審査会条例の第９条で、「審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りではない。」ということで、言っていただいてもこれは明らかに無理だなという時にはこちらの方で判断してお断りすることはできるが、基本的には、審査請求をした場合については、本人から意見陳述の申出があり、話を聞く必要があるとこちらが判断した場合は聞くということなので、第三者機関としては、審査請求人の主張と、実施機関の主張と、両方聞いた上でこちらとして判断するということになるので、書面で足りる場合はもちろん書面だけでということだが、どちらの意見も両方十分に私たちが聞けるような仕組みになっている。
- 事務局 私共も条例の規定に沿って対応していく形になってくるかと思うが、今後のこともあるので、そのあたりの整理をいったんさせていただいて、どういう流れになるのかというのをお示しさせていただければと思う。
- 会長 これまでの処理状況や、異議申し立ても１回しかあっていないというこ

とで、おそらく今後も開示請求があったのにしないということはほとんど無いのかなとは思う。特に本人に関する情報に関しては無いのかなとは思うが、もしも審査請求があった場合にどうするかというのは、また確認の上皆様にお知らせしたいと思う。

○委 員 これまでの開催状況について、書面審査と対面での審査が両方あるが、どのように誰が判断するのか。また、何か決まりがあるのか。

○事務局 過去に書面審査を実施したのは、コロナの関係と、開催する間が無いというところで、そういう場合において書面で開催させていただいた。基本的には対面での開催としたいが、場合によっては書面でいうこともあり得ると思う。

(6) その他
なし